八雲町熊石国民健康保険病院院内感染防止対策委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、院内感染を予防及び防止することを目的とし、その具体案を討議し、その決定により必要な対策を推進するため、八雲町熊石国民健康保険病院院内感染防止対策委員会（以下「感染対策委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　感染対策委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）院内感染防止対策

（２）院内感染予防と対策に関する啓蒙

（３）その他院内感染対策に関すること

２　感染対策委員会において討議した結果を必要に応じて、各委員が担当部署へ報告、指示するものとする。

（組織）

第３条　感染対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、院長をもって充て、副委員長は、副院長をもって充てる。

３　委員は、下記の職員をもって充てる。

医局	医師	薬　　局	薬局長
看護部	看護師長、看護副師長	リハビリテーション室	作業療法係長
臨床検査室	臨床検査係長	栄養管理室	栄養管理室長
放射線室	放射線係主任	事務局	事務長、庶務係長

（会議）

第４条　感染対策委員会は原則として月１回開催とし、委員長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

２　感染対策委員会は会議録の作成、保管などの庶務については、事務局において処理する。

（附則）

この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（附則）

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。